

装備品等秘密の保全に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく装備品等秘密の保全に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン（第9条第1項において単に「ガイドライン」という。）に定めるところにより装備品等秘密の保全の万全を期さなければならない。

- 2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により装備品等秘密の表示のある秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は装備品等秘密の表示のある秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に送達するときは、当該特定資料又は当該特定物件に装備品等秘密の表示を付すとともに、当該特定資料又は当該特定物件に装備品等秘密指定書（当該特定資料又は当該特定物件において装備品等秘密を記録し、又は化体する部分を特定するために必要な事項を記載した書面。以下同じ。）を添えて、送達するものとする。

- 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、装備品等秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

- (1) 米国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第6条第2項第1号において同じ。）

米国政府

- (2) 北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条（ii）に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第6条第2項第2号において同じ。）

NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED

- (3) 仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第3号において同じ。） 仏国政府

- (4) 豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第6条第2項第4号において同じ。） 豪州政府

- (5) 英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第6条第2項第5号において同じ。） 英国政府

- (6) インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、イ

ンド共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第6号において同じ。) イン
ド政府

(7) 伊国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定
第1条aに規定する秘密情報であって、イタリア共和国政府から受領したものをいう。
第6条第2項第7号において同じ。) 伊国政府

(8) 韓国秘密軍事情報(秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間
の協定第2条(a)に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したも
のをいう。第6条第2項第8号において同じ。) 韓国政府

(9) 独国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協
定第1条(a)に規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したも
のをいう。第6条第2項第9号において同じ。) 独国政府

(10) 瑞国秘密情報(防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国
政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国
防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘
密情報であって、スウェーデン王国国防装備庁から受領したものをいう。第6条第2
項第10号において同じ。) 瑞国政府

(11) サウジ秘密情報(防衛協力及び交流の過程で取得される情報の保護に関する日本
国防衛省とサウジアラビア王国国防省との間の取決め第1項aに規定する秘密情報
であって、サウジアラビア王国国防省から受領したものをいう。第6条第2項第1
1号において同じ。) サウジ政府

(12) UAE秘密情報(防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国
連邦政府との間の協定第五条に従って作成される防衛装備品及び技術に係る情報の
保護に関する日本国防衛省とアラブ首長国連邦国防省との間の取決め第1項3に規
定する秘密情報(「محظور」に秘密指定されたものを除く。)であって、アラブ首
長国連邦国防省から受領したものをいう。第6条第2項第12号において同じ。)
UAE政府

(13) 宇国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定第
1条aに規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したものをいう。第
6条第2項第13号において同じ。) 宇国政府
(特定資料の保全措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を防衛省
が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第
54号)第27条第3項の規定により防衛大臣に報告した装備品等秘密の取扱いの業務
に従事する者(以下「関係社員」という。)以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならな
い。

(特定物件の保全措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者
に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならな
い。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会の下行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、装備品等秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に廃棄しなければならない。

(装備品等秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作し、甲からの指示があったときは、甲又はその指定する者の立会の下、これらに装備品等秘密及び登録番号等の表示を付さなければならない。ただし、甲又はその指定する者の許可を受けたときはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、装備品等秘密及び登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 米国秘密軍事情報 米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED

(3) 仏国秘密情報 仏国政府

(4) 豪州秘密情報 豪州政府

(5) 英国秘密情報 英国政府

(6) インド秘密軍事情報 インド政府

(7) 伊国秘密情報 伊国政府

(8) 韓国秘密軍事情報 韓国政府

(9) 独国秘密情報 独国政府

(10) 瑞国秘密情報 瑞国政府

(11) サウジ秘密情報 サウジ政府

(12) UAE秘密情報 UAE政府

(13) 宇国秘密情報 宇国政府

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により廃棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面又は電磁的記録により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要な以上に近づかせてはならない。

4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則等)

第9条 乙は、社（工場）内における装備品等秘密の保全を確実に行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）にガイドラインに基づき、秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領（以下「秘密保全規則等」という。）を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、秘密保全規則等が既に作成され、甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、前項により甲の確認を受けた秘密保全規則等を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

(特定資料等の返却等)

第10条 乙は、甲が送達した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をした全ての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

2 乙は、契約履行中であっても、装備品等秘密指定書に示されている装備品等秘密の指定の有効期間が満了した場合は、直ちに、当該資料を甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、装備品等秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、原則として、毎月1回以上装備品等秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、装備品等秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 甲は、別に定める装備品等秘密の保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであ

るときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。
- 4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、装備品等秘密の保全の手段等を記した書面又は電磁的記録を添え、甲の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛省の契約締結者と装備品等秘密の保全に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。
- 3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他装備品等秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する契約締結者との契約を要しない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。
- 5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

- 2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。
- 3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(装備品等秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由(第10条の規定によるものを除く。)により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、廃棄その他の必要な措置を講じなければならない。